

# 第 2 部

## 障がい者計画



# 基本目標 1 理解とふれあいをめざして

## 1 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もそうでない人も共に生活し活動できる共生社会の実現のためには、障がいのある人のおかれた環境を十分に理解し、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている障壁（バリア）を解消していくことが必要です。

そのためには、施設整備等のバリアフリーだけではなく、差別や偏見といった「こころ」の中にある障壁（バリア）をなくし、お互いを思いやり支え合う「こころのバリアフリー」を推進することが大切です。

障がいや障がい者に対する理解を広める広報・啓発活動として、市広報紙等への記事掲載や各種パンフレットの配布等をはじめ、障害者週間（12月3日～9日）には啓発ポスターを庁舎や公共施設に掲示するなど障害者週間の周知にも努めてきました。

さらに、市内の様々な行事やイベントに際し、障がい者が参画しやすい環境づくりや、障がい者と住民が交流する機会の充実に取り組んできました。

今後も、広報・啓発活動の充実を図り、「こころのバリアフリー」の一層の推進に努めます。

### <障がい者アンケート調査結果より>

|   |   |
|---|---|
| ●今後重要だと思う福祉施策   |   |
| 選択肢：「障がいや障がいがある人への理解を促進するための普及・啓発」  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体 ..... 32.6%</li> <li>・身体障がい者 ..... 33.1%</li> <li>・知的障がい者 ..... 37.5%</li> <li>・精神障がい者 ..... 42.6%</li> <li>・難病患者 ..... 40.0%</li> </ul> | <p>すべての障がい種別で3割を超えており、精神障がい者では4割を超えています。</p> <p>障がいや障がいのある人への理解を促進するための取組が求められています。</p> |

### <具体的施策>

| 施策名                                  | 施策の内容   |
|--------------------------------------|---|
| 広報紙やお知らせ版、ホームページ、パンフレット等を活用した啓発活動の推進 | 障がい者の理解を深め、ノーマライゼーションの社会実現のため、「広報おみたま」やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。 |
| 講演会・講座等による理解の促進                      | 各種社会教育の講演会・講座等において、障がいの特性及び障がい者の理解につながるテーマをとり上げ、市民が障がいに対する理解を深める機会を確保します。         |
| 行政機関と各関係機関との連携体制の強化                  | 小美玉市社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体と地域課題を共有するなど連携を強化し、福祉に対する理解の促進を図ります。                   |

## 2 福祉教育や交流機会の充実

障がい者の人権が尊重され、その能力が発揮できる共生社会を実現するためには、障がいや障がい者に対する理解を深め、「こころのバリアフリー」を育て上げていく必要があります。

そのためには、幼い頃からの福祉教育や障がい者との交流活動を推進することが、子どもの豊かな人間性を育成する上で大きな意義があるものであり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられています。

これまで、学校教育の場において、児童・生徒が自らも社会の一員であることを自覚し、よりよい社会づくりに参画する意欲を高めるための福祉教育を推進してきました。また、思いやりや助け合いのこころを育成するために、ボランティア活動や社会貢献活動の充実を図り、地域の関係機関との連携や特別支援学校との交流、共同学習を推進してきましたが、より一層の充実を図る必要があります。

平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育」の実現には、特別支援教育への理解を深めることが求められています。

今後、学校教育の場において、このような動きに対応した福祉教育を計画的に推進していきます。また、障がいのある人との交流を通じてコミュニケーションを図ることにより、互いに理解し合うことが大切であるため、障がいのある人もない人も地域で気軽に交流できるような場づくりをしていきます。

### <障がい者アンケート調査結果より>

#### ●障がいのある人への市民の理解を深めるために必要なこと

##### 上位3位の選択肢

|     |                          |       |
|-----|--------------------------|-------|
| 第1位 | 障がいや障がい者問題に関する広報・啓発活動の推進 | 27.4% |
| 第2位 | 福祉施設、教育機関等と地域住民との日常的な交流  | 19.2% |
| 第3位 | 学校等における人権教育の充実           | 18.7% |
| 第3位 | 障がいのある人の積極的な社会への進出       | 18.7% |

広報・啓発活動を推進することにより理解を深める必要があると考えている方が多く、その他、日常的な交流や、学校等における教育を通じて理解を深めていく必要があると考えられています。また、障がいのある人も積極的に社会へと進出することが理解を深められると考えられています。

## ＜具体的施策＞

| 施策名                 | 施策の内容   |
|---------------------|---|
| 福祉教育体制の整備と充実        | 福祉教育を推進する上では、学校教育に携わる教職員の福祉に対する理解が必要になってくるため、研修や情報交換等の機会の場を設け、教職員の理解を深め、充実した福祉教育に努めるとともに、福祉教育を積極的に推進します。                        |
| 福祉教育の推進             | 学校教育の場において、児童・生徒の発達段階に応じ、福祉についての理解を深める指導を行うとともに、障がいのある児童・生徒とそうでない児童・生徒が互いに活動する場・学べる場をつくり、互いに認め合い、助け合い、支え合う心を育むことで、豊かな人間性を育成します。 |
| 福祉に関する啓発や福祉活動の推進    | 福祉に対する理解を促進するため、福祉活動を推進します。   |
| 特別支援教育理解啓発リーフレットの配布 | 特別支援教育理解啓発リーフレットを小学校1年生の保護者に配布し、特別支援教育についての理解啓発を図ります。   |
| 交流・ふれあいの場の拡大及び支援    | 障がいのある人とそうでない人がふれあえる場を提供するとともに、障がいのある人の負担を軽減し、気軽に参加できるように支援します。   |
| イベント・教養講座等における交流支援  | イベント・教養講座等を開催する際に障がいのある人とそうでない人の交流が図れるよう支援します。  |

### 3 差別の解消と権利擁護の推進

平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、何が差別となるのかが定義され、障がいのある人そうでない人が、お互いに尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現が求められています。

そのため、障がいのある人に対する差別や合理的配慮の提供を推進する取り組みを進めます。

また、判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上の様々な権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。

平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに専門職等も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築が求められています。本市の福祉部門における計画である小美玉市地域福祉計画や小美玉市高齢者福祉計画等、成年後見制度の利用促進に関連する他計画との整合を図りながら、パンフレット等を活用した普及・啓発の推進、地域連携ネットワークの構築、利用希望者に対して的確に対応できる相談窓口の設置等、県央地域定住自立圏構想に基づく「県央地域成年後見支援事業」を活用し、成年後見制度の利用促進に係る取り組みを強化します。なお、中核機関の設置については広域中核機関（水戸市及び水戸市社会福祉協議会）が中心となり、県央地域9市町村が連携することにより整備していきます。

親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠であり、今後、高齢化の進捗とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、よりこれらの関連制度を利用しやすいネットワークづくりに取り組みます。

#### <障がい者アンケート調査結果より>

##### ●差別や嫌な思いの経験

選択肢：「ある」

- ・全体 ..... 16.2%
- ・身体障がい者 ..... 12.0%
- ・知的障がい者 ..... 36.7%
- ・精神障がい者 ..... 31.3%
- ・難病患者 ..... 15.6%

特に知的障がい者と精神障がい者の割合が高くなっています。また、差別や嫌な思いをした場所では、外出先や学校、仕事場が上位に挙げられています。依然として、差別事象が起きていることから、地域社会への差別解消の普及啓発を図る必要があります。

## ＜具体的施策＞

| 施策名                   | 施策の内容   |
|-----------------------|---|
| 障害者差別解消法の普及啓発と取り組みの推進 | 障害者差別解消法の適切な運用を図り、障がい者を理由とする差別解消に向けた普及啓発とその取り組みを推進します。                        |
| 日常生活自立支援事業の周知と利用促進    | 障がい者の権利を守るため、小美玉市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の周知に努め、利用の促進を図ります。                     |
| 成年後見制度の周知と利用支援        | 成年後見制度の利用が必要な障がい者に対し、制度の周知及び利用の促進に努めます。                                       |
| 行政サービス等における配慮         | 行政職員等に対する障がい者に関する理解の促進に努めるとともに、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、行政サービス等における合理的な配慮に努めます。 |

## 4 NPO活動・ボランティア活動の育成と支援

障がい者が身近な地域で安心して生活し、充実した社会生活を送るためには、公的なサービスだけでは対応できないような個々のニーズに合った支援体制が必要となります。そのためには、障がい者団体やボランティア団体等をはじめとする地域の人たちが、多様な活動を実践していくことが求められています。

ボランティアに関する情報の提供や、ボランティア養成講座の開催により人材育成に努めていますが、ボランティアの高齢化が課題となっており、新たな人材の発掘やニーズに合った養成講座の開催を検討していく必要があります。

### <市民アンケート調査結果より>

| ●障がい者を支援するボランティア活動に参加したことがあるか |  |
|-------------------------------|--|
| ・ たびたびある.....2.0%             | 参加したことがある方は約1割程度で、多くの方は参加したことがないと回答しています。様々な情報発信や機会を通じて、ボランティア活動へ参加するきっかけづくりも重要だと考えられます。 |
| ・ 過去に何回かある... 10.1%           |  |
| ・ ない.....80.8%                |  |
| ・ 無回答.....7.1%                |  |

### ■障がい者の生活支援を行っているボランティア団体

| 団体名              | 活動内容  |
|------------------|---|
| 話し方教室            | 市の広報紙や図書を朗読録音し、目の不自由な方に送る「声のテープ」の制作や朗読劇による施設慰問を実施している。        |
| 手話サークル<br>ストケシア  | 手話による聴覚障がい者との交流会や学校への手話指導のボランティア活動を行っている。                     |
| 点訳サークル<br>てんとうむし | 社会福祉協議会の講座の受講生が結成。月2回の勉強会を行いながら小学校にも点字指導や点字本の制作を行っている。        |
| ハートフルハンド玉里       | 学校や社会福祉協議会での手話の指導等を行っている。                                     |
| 手話サークル ポプリ       | 学校や地域の行事（高齢者サロンや三世代交流）などで手話の指導等を行っている。                        |
| こころのサポーター        | 社会福祉協議会の講座の受講生が結成。研修会への参加や勉強会を行っていて、精神障がい者に対するボランティア活動を行っている。 |

資料：小美玉市社会福祉協議会調べ（令和2年11月1日現在）

## ＜具体的施策＞

| 施策名             | 施策の内容   |
|-----------------|---|
| NPO・ボランティア活動の支援 | NPO・ボランティア活動は、障がい者が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っていると同時に、市民が障がいに対して理解を深める機会となっています。ボランティア活動の拠点づくりとともに、NPO・ボランティア活動を支援します。 |
| NPO・ボランティアの人材育成 | NPO・ボランティア活動に対する学習機会の提供やボランティア養成講座等の充実を図り、福祉活動の人材育成に努めます。   |
| ボランティア活動への参加の促進 | 市民にボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、小美玉市社会福祉協議会等の活動や地域住民が主体的に参加しやすい環境を整え、ボランティア活動への参加の促進を図ります。                             |

## 基本目標 2 個性と可能性を伸ばす教育をめざして

### 1 障がい児支援の充実

障がい児が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、社会的な自立を支援するためには、一人ひとりの状況に応じた療育が大切です。小学校への就学も見据え、乳幼児期から保育所や幼稚園及び医療機関等の関連機関と連携し、障がいのある子どもの支援をしていく必要があります。

また、障がいのある乳幼児が保育所や幼稚園等を利用しやすいようにするための施設整備の支援や保育施設の運営の助成を行っていくとともに、障がいのある乳幼児の保育に関わる人材の育成が必要です。

本市では、療育や就学等の相談、指導については関係機関が連携し、相談体制を充実させ、障がいのある乳幼児やその家族のニーズにあった支援を行っていきます。

#### <障がい者アンケート調査結果より>

##### ●今後重要だと思う福祉施策

選択肢：「障がいの状況に応じた適切な保育、教育の充実」

|               |       |
|---------------|-------|
| ・全体 .....     | 18.1% |
| ・身体障がい者 ..... | 16.3% |
| ・知的障がい者 ..... | 32.5% |
| ・精神障がい者 ..... | 18.3% |
| ・難病患者 .....   | 15.6% |

知的障がい者では3割を超える結果となっており、他の障がい種別と比べて適切な保育、教育の充実を望む方が多くなっています。

#### <具体的施策>

| 施策名                       | 施策の内容   |
|---------------------------|---|
| 保育所・幼稚園・児童発達支援等の障がい児療育の推進 | 保育所・幼稚園・児童発達支援等における障がいのある児童の受入や、そのための職員配置を行うとともに、設備等の充実を図り障がい児療育の推進を図ります。   |
| 障がい児保育等の充実                | 障がい児を受け入れる保育所、幼稚園等の職員の資質の向上を図り、障がい児保育、教育の研修活動を推進します。<br>また、早期発見・早期対応や特別支援教育へのスムーズな移行を図るために、保育所、幼稚園等と巡回支援専門員との連携強化に努めます。 |
| 相談体制の充実                   | 障がいのある児童が、家庭や学校等の場で適正な療育が受けられる相談体制を充実します。   |

| 施策名                | 施策の内容   |
|--------------------|---|
| 一貫した早期療育体制の整備      | 障がいを早期に発見し、障がいの軽減と発達・成長を最大限に導き出すため、障がいの疑いがある乳幼児に対し、適切な指導を行える人材を確保し、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、早期に療育指導を行う体制の整備に努めます。 |
| 親の会との連携            | 障がいのある児童をもつ家族同士のコミュニティ形成を支援し、障がいのある児童の家族が孤立しないように努めます。  |
| 放課後児童対策事業の充実       | 児童クラブにおいて障がいのある児童にも対応ができるよう、放課後を安全に過ごせる環境の整備と支援員の資質向上に取り組めます。   |
| 特別支援学校放課後児童対策事業の推進 | 特別支援学校に通学する児童生徒の放課後における健全な育成を推進する団体に対して支援を行います。   |
| 医療的ケア児の支援の充実       | 保健、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、医療的ケア児に対する支援の充実に努めます。   |

## 2 教育の充実

障がいのある子どもの教育は、自立や社会参加に向けて、地域でともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

特に、発達障がいのある子どもや、障がいの重度・重複化、多様化に対応した支援が求められています。そのためには、教職員の障がいのある子ども及び特別支援教育に対する理解を深め、支援体制の充実を図る必要があります。

そのため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図るとともに、障がいのある子とない子が可能な限りともに学ぶインクルーシブ教育の充実を図ります。

また、個別の支援計画の作成と活用、合理的配慮の決定・提供により、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒の理解と学習上又は生活上の困難に対する適切な指導の工夫・改善を図ります。

さらに、就学期を迎え、新たな進路を選択する時期にある障がいのある子どもとその家族にとって、教育機会の選択は大きな岐路の一つとなります。就学前から就学中、卒業後の一貫した相談体制を充実します。

### <障がい者アンケート調査結果より>

#### ●園・学校などに望むこと

##### 上位3位の選択肢

|     |                          |       |
|-----|--------------------------|-------|
| 第1位 | 能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい    | 51.5% |
| 第2位 | 就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい | 48.5% |
| 第3位 | 障がいに対する教師の理解を深めてほしい      | 42.4% |
| 第3位 | 施設、設備、教材を充実してほしい         | 42.4% |

障がいの状況に応じた指導やライフステージに応じた相談体制の充実を望んでいる方が多くなっています。また、教師の理解や教育環境の充実を望む方が多く、教師の理解や教育環境の充実を図りながら、ライフステージに応じた指導や相談支援を行っていくことが重要であると考えられます。

■特別支援学級の設置状況

○小学校

| 学校名    | 区分 |     |    | 学校名    | 区分 |     |    |
|--------|----|-----|----|--------|----|-----|----|
|        | 知的 | 自・情 | 言語 |        | 知的 | 自・情 | 言語 |
| 小川南小学校 | ○  | ○   | ○  | 堅倉小学校  | ○  | ○   |    |
| 野田小学校  | ○  | ○   |    | 納場小学校  | ○  | ○   | ○  |
| 上吉影小学校 |    | ○   |    | 玉里小学校  | ○  | ○   |    |
| 下吉影小学校 | ○  |     |    | 玉里北小学校 | ○  | ○   |    |
| 竹原小学校  | ○  | ○   |    | 玉里東小学校 | ○  | ○   |    |
| 羽鳥小学校  | ○  | ○   |    |        |    |     |    |

○中学校

| 学校名    | 区分 |     |    | 学校名    | 区分 |     |    |
|--------|----|-----|----|--------|----|-----|----|
|        | 知的 | 自・情 | 言語 |        | 知的 | 自・情 | 言語 |
| 小川南中学校 | ○  | ○   |    | 美野里中学校 | ○  | ○   |    |
| 小川北中学校 | ○  | ○   |    | 玉里中学校  | ○  | ○   |    |

<具体的施策>

| 施策名                  | 施策の内容  |
|----------------------|--|
| 一貫した教育的支援            | 個別の教育支援計画作成を推進し、保・幼・小・中における個別の教育的支援の円滑な接続を推進します。   |
| 生活介助員の配置             | 一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じ、市内公立幼稚園・小中学校に生活介助員を配置し、学級生活の支援と教育の充実に努めます。                                    |
| 特別支援教育に関わる教職員の研修等の実施 | 生活介助員に向けた研修を積極的に行い、より充実した支援・教育の向上に努めます。  |
| 教育相談体制の充実            | 障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実を図ります。また、本人だけでなく保護者も支援できる体制の整備に努め、社会的・経済的な自立も視野に入れた指導を行っていきます。    |
| 早期からの教育支援及び進路指導體制の充実 | 障がいのある児童・生徒それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。また、進路選択を円滑にするため、障がいのある児童・生徒の適正な把握に努め、学校選択の指導等による適正な就学の推進を図ります。 |

## 基本目標 3 自立と社会参加の促進をめざして

### 1 就労機会の拡大及び雇用の安定

障がい者が地域で暮らし、自立した生活をしていくためには、地域で様々な組織が連携し、就労を支援していくことが重要です。一般企業への就労だけではなく、就労意欲を持つ障がい者がその適性と能力に応じた就労できるように、多様な就労の場の確保が課題となっています。

平成 25 年 4 月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により法定雇用率が引き上げとなり、障がいのある人の働く場が拡充されました。

また同時に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、国や地方公共団体等の公共機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することになり、障がいのある人の経済面での自立を推進しています。

平成 28 年 4 月には、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とそうでない人の均等な機会及び待遇の確保等が図られました。また、この法改正では、平成 30 年 4 月から新たに精神障がい者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加され、精神障がい者の雇用の義務化に伴う、法定雇用率の引き上げが行われるなど、障がいのある人への雇用環境の整備が進められてきています。

今後も障がいの状態や特性に応じた多様な就労の場の確保し、就職した障がい者が職場に適應して継続的に働くことができる環境づくりが求められています。

障がい者の雇用の促進するため、就労に関する情報の提供・相談支援、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後のフォローまで一貫した支援を実施します。また、就労継続支援事業所等における福祉的就労についても、適切な工賃が確保できるよう支援します。

#### <障がい者アンケート調査結果より>

##### ●障がい者の就労支援として必要だと思うこと

###### 上位 3 位の選択肢

|       |                           |       |
|-------|---------------------------|-------|
| 第 1 位 | 職場の障がい者への理解.....          | 35.8% |
| 第 2 位 | 職場の上司や同僚に障がいの理解があること..... | 32.0% |
| 第 3 位 | 短時間勤務や勤務日数等の配慮.....       | 28.4% |

就労支援としては、職場や職場の人の理解が必要であると考えている方が多く、短時間勤務等、障がいの状況に応じた柔軟な働き方ができる職場環境を望む方が多くなっています。

## ■石岡管内（小美玉市と石岡市）の民間企業の雇用状況

| 年度     | 雇用障がい者数（人） | 実雇用率（％） |
|--------|------------|---------|
| 平成27年度 | 194        | 1.80    |
| 平成28年度 | 196        | 1.83    |
| 平成29年度 | 168        | 1.85    |
| 平成30年度 | 195        | 1.83    |
| 令和元年度  | 202        | 1.89    |

資料：ハローワーク石岡（各年6月1日現在）

## ＜具体的施策＞

| 施策名             | 施策の内容  |
|-----------------|--|
| 就労の場の確保と拡大      | 国、県、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して、障がい者の雇用の場の確保と拡大を図ります。  |
| 就労環境の整備         | 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」に基づき、本市において障がい者雇用に努めるとともに、民間企業に対し障がい者雇用の促進について理解・協力を求めています。<br>また、就職が可能な職域、職種の開拓を進めるとともに、障がい者ができるだけ安定した一般就労に就けるよう、障がいの特性に応じた就労支援策を推進します。                   |
| 就労支援の推進         | 就労に必要な知識や能力向上のため、必要な訓練を行う就労系サービスの制度周知を図るとともに、積極的な利用を推進します。   |
| 障がい者優先調達推進の推進   | 障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者等の経済面の自立を進めるため、優先調達推進方針を策定し、障がい者就労施設等からの優先的、積極的な物品等の購入に全庁的に取り組みます。  |
| 職業紹介の充実         | 障がいの種別や程度に応じたきめ細かい支援を行うため、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者就労支援センター等と連携し、相談や情報提供の充実を図ります。  |
| 就労後の就労定着相談体制の充実 | 企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用をはじめ、一般就労へ移行した障がい者に対して、就労定着支援サービスを活用した相談体制を充実します。<br>また、障がい者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用について働きかけます。 |

## 2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツやレクリエーション・文化活動は、人生をより豊かに、充実したものにします。障がい者を対象としたスポーツや文化活動を提供し、地域の中で豊かな生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、生きがいづくりを支援しています。

本市では、障がい者スポーツの普及を図るとともに、体力増強・交流・余暇等の充実を図り、社会参加を促進することを目的に、障がい者スポーツ・レクリエーション教室を開催しています。

また、茨城県ゆうあいスポーツ大会、茨城県身体障害者スポーツ大会やナイスハートふれあいフェスティバルなど障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション・文化活動に多くの方が参加しています。

障がい者の自己表現や社会参加の意欲が年々高まってきています。生涯学習やレクリエーション、文化活動は、生きがいの創造や社会参加への意欲を高めていく上で極めて大事であることから、教育・文化活動など多様な活動の機会を創出していく必要があります。

また、2021年の東京パラリンピックを契機に、障がい者スポーツの振興について、一層の気運醸成を図るとともに、障がいや障がい者に対する市民の理解を深めます。

さらに、障がい者の社会参加を促進するために、外出する際の移動等の支援を実施します。

### <障がい者アンケート調査結果より>

#### ●地域や社会に積極的に参加できるようにするために大切なこと

##### 上位3位の選択肢

|     |                |       |
|-----|----------------|-------|
| 第1位 | 参加しやすい機会、場所、仲間 | 41.3% |
| 第2位 | 人々の障がい者に対する理解  | 24.2% |
| 第3位 | 外出を支援する移送サービス  | 22.6% |

特に、参加しやすい機会、場所、仲間が大切であると考えられており、積極的な参加を促進するためには、イベント等の機会の充実や仲間づくり等が大切であることがうかがえます。また、社会参加においても障がいのある人への理解が大切であるとともに、外出時の移送サービスに対する回答も多くなっています。

## ＜具体的施策＞

| 施策名                       | 施策の内容  |
|---------------------------|--|
| 障がい者スポーツ・レクリエーション教室の実施    | 障がいがある人もない人も、誰もがスポーツに親しむ機会を創出し、スポーツ・レクリエーション活動を通じた体力向上、交流、余暇活動等、障がい者の社会参加を促進します。 |
| 芸術文化活動の振興                 | 障がい者の文化活動への参加に配慮した文化振興施策の充実を図ります。また、障がい者の特性に応じた活動が行えるよう、指導者の育成に努めます。             |
| 障がい者に関する学習機会の充実           | 障がい者が生涯学習に触れる機会の充実を目指すとともに、障がい者の学習をサポートする人員の育成を図ります。                             |
| 障がい者も楽しめるスポーツ活動及び各種教室等の支援 | 体力や年齢、あるいは興味や活動意欲等に応じ、日常的にスポーツ・文化活動に親しめるよう、関係機関と連携して各種スポーツ大会や教養講座等の教室開催の支援に努めます。 |
| 移動支援の充実                   | 屋外において単独での移動が困難な障がい者へ、外出時の移動を支援する福祉サービスを提供し、スポーツや文化活動等へ参加する機会の充実を図ります。           |

## 基本目標 4 地域における生活支援の充実をめざして

### 1 相談支援体制の充実と強化

不便や不安を感じることは、障がいの有無に関わらず、日常生活において少なくありません。手帳の交付や更新等に関わる各種手続きや利用するサービスに関すること等、障がい者又はその家族特有の問題を解決するためには、専門的な知識が必要となります。

また、障がい者やその家族が相談できる場所として、相談支援事業所等の機関はもちろん、民生委員・児童委員、各種相談員、他の障がい者やその家族等も活用できる体制を作り、相談を受ける側の連携も強化していきます。また、相談を受ける側の専門的な知識向上を目的とした研修会等を実施し、専門的な知識を持った相談員の設置を行っていきます。

さらに、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づく「小美玉市障がいと暮らしの地域支援協議会」（以下「地域自立支援協議会」という。）を中心として、障がい福祉に関する関係機関相互の連携体制を強化し、地域における相談支援の課題解決に取り組むとともに、相談支援事業者間の情報交換や地域ネットワークの形成を目指します。

＜障がい者アンケート調査結果より＞

#### ●相談することができる場所の有無

選択肢：「ない」

|   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体 ..... 14.1%</li> <li>・身体障がい者 ..... 14.9%</li> <li>・知的障がい者 ..... 14.2%</li> <li>・精神障がい者 ..... 13.9%</li> <li>・難病患者 ..... 11.1%</li> </ul> | 相談先がない割合は、約 1 割となっています。相談先がないことにより、悩みを抱え込んでいる方も一定数いることも想定されることから、相談に関する情報提供の充実を図るとともに、相談しやすい環境づくりが重要であると考えられます。 |
|---|---|

#### ■身体・知的障がい者相談員数及び委託相談支援事業所数

| 相談窓口         | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|--------------|---------|---------|---------|------|--------|
| 身体・知的障がい者相談員 | 4       | 4       | 4       | 4    | 4      |
| 委託相談支援事業所    | 4       | 4       | 4       | 4    | 4      |

## ＜具体的施策＞

| 施策名                | 施策の内容  |
|--------------------|--|
| 障がい福祉サービスの広報       | 障がい者が障がい種別ごとに受けられる福祉サービスをわかりやすく広報するよう努めます。   |
| 障がい者相談支援事業の充実及び周知  | 障がい者やその家族からの相談に応じ、利用者のニーズにあった保健・医療・福祉サービスの情報提供の充実を図ります。  |
| 障がい者相談支援事業者の勉強会の実施 | 定期的に勉強会を実施し、連携体制の構築と質の向上を図ります。   |
| 基幹相談支援センターの設置      | 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置等、総合的な相談支援体制の整備を図ります。   |
| 障がい者ケアマネジメント体制の整備  | 障がい者一人ひとりのライフステージの課題を踏まえた、ケアマネジメント体制の強化を図ります。また、施設や病院に長期入院していた人が、地域生活へ移行するための支援や、地域移行した人の地域定着のための支援の充実を図ります。 |
| ピアカウンセリング等の実施      | 障がい者自身若しくはその家族が仲間を通して障がい者やその家族からの相談を受け、問題解決につながる助言を行う、ピアカウンセリング（当事者相談員制度）等を検討します。                            |

## 2 障がい者の虐待防止対策

障がい者に対する虐待の防止が課題となっています。虐待を防ぎ、障がい者の尊厳を守ることを目的として、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。このような社会的な動きにも表れているように障がい者虐待の防止策の検討、支援体制の整備に取り組んでいく必要があります。

本市において、平成24年10月に障がい者虐待防止センターを設置し、関係機関と連携を図っています。

今後も、虐待防止策の検討や早期発見の体制強化、障がい者の保護とサポート体制の強化に積極的に取り組んでいきます。

また、その後のサポート及び障がいのある人の養護者へのサポートを行います。

### <市民アンケート調査結果より>

#### ●障害者虐待防止法の認知状況

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| ・聞いたことがあり、意味も知っている.....  | 38.4% |
| ・聞いたことはあるが、意味はわからない..... | 31.3% |
| ・聞いたことがない.....           | 18.2% |
| ・無回答.....                | 12.1% |

聞いたことがある方は約7割と、障害者虐待防止法の認知度は進んでいる状況がみられるものの、意味を知らない方と聞いたことがない方で約5割となることから、引き続き障がい者の虐待防止に関する普及啓発活動が必要であると考えられます。

### <具体的施策>

| 施策名                              | 施策の内容   |
|----------------------------------|---|
| 障がい者虐待防止のためのネットワーク強化の推進          | 障がい者の虐待に対して、関係機関にて日頃からネットワーク体制や緊急時の連絡体制を整備し、具体的方策について協議し、地域における障がい者虐待防止ネットワークの強化を推進します。 |
| 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援 | 「障がい者虐待防止センター」が基盤となり、地域自立支援協議会や関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の支援を行います。         |

### 3 障がい福祉サービス等の充実

障がい者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズにあったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境整備が求められています。

これまで、障がい福祉サービスの提供体制の充実や地域生活支援事業の充実に努めてきました。

平成30年4月には、一部改正された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が施行され、障がいのある人の多様化するニーズにきめ細かく対応するために支援が拡充されていますが、サービスの質の確保・向上を図り、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくことが必要です。

今後も、障がい者一人ひとりのニーズに合った介護給付・訓練等給付等のサービスを提供し、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を送れるよう支援します。

さらに、障がい児通所支援サービスを利用する児童についても、障がい児支援利用計画によるケアマネジメントの充実を図り、一人ひとりの療育支援を行います。

#### <障がい者アンケート調査結果より>

| ●今後重要だと思う福祉施策（全体結果）   |       |
|---|-------|
| ・ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実.....  | 20.0% |
| ・グループホームなど地域で生活する住まいの場の充実.....  | 16.6% |
| ・生活訓練や一時預かりなど福祉サービスの充実.....   | 14.7% |
| 障がい種別や年齢、家族構成等により、必要とするサービスも異なることから、一人ひとりのニーズに応じて、適切な支援が行えるよう障がい福祉サービス等の充実を図る必要があります。 |       |

#### <具体的施策>

| 施策名                        | 施策の内容   |
|----------------------------|---|
| 障がい福祉サービス等の充実              | 障害者総合支援法に基づいて実施される障がい福祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービスの充実を図ります。                  |
| 地域生活支援事業の充実                | 地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実を図り、障がい者の自立した日常生活及び社会生活を支援します。 |
| 障がい児の相談支援体制の充実・通所サービスの利用促進 | 障がい児相談支援事業所との連携強化による障がい児通所支援の利用促進を図り、障がい児に配慮した支援を進めます。                        |

## 4 地域生活の支援の充実

障がいのある人が生活の安定を図るためには、障がいのある人のライフステージに合わせた支援が求められています。そのためには、福祉サービスや障がい年金、障がいを支給事由とする各種手当、税の減免制度等を利用しやすく、わかりやすくすることも求められており、生活の基本となる医療体制等の充実、就労の場、住まいの場の確保に關しての支援も、地域で自立した生活を送るためには必要です。

また、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点の整備が必要です。

本市においては、障がいのある人が安心して生活するために、年金や各種手当制度等の周知及び住まい・居場所の情報提供を行っています。

今後、施設や病院から地域生活への移行や親元からの自立等、障がい者が生活の場を確保し安定した生活を継続するため、グループホーム等の居住系サービスの充実を図り、地域生活を支援します。

また、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域自立支援協議会と連携し、障がい福祉、医療、介護、住まい等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、精神科医療機関、その他の医療機関、障がい福祉サービスや介護保険の地域援助事業者等との重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

### <障がい者アンケート調査結果より>

| ●将来、どのように暮らしたいか  |  |
|--|--|
| 選択肢：「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者施設）で暮らしたい」   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体 ..... 14.3%</li> <li>・身体障がい者 ..... 14.5%</li> <li>・知的障がい者 ..... 21.7%</li> <li>・精神障がい者 ..... 11.3%</li> <li>・難病患者 ..... 6.7%</li> </ul> | <p>将来、福祉施設で暮らしたいと考えている割合は、知的障がい者が21.7%で最も高くなっています。親亡き後を見据えて、将来的には福祉施設での暮らしが安心であるという家族の考えが反映されている結果と考えられます。</p> |

### <具体的施策>

| 施策名          | 施策の内容  |
|--------------|--|
| 年金・手当等の制度の周知 | 年金・各種手当や助成、軽減措置等、様々な制度について、わかりやすい情報の提供に努めます。 |
| 住まい・居場所の充実   | 施設から地域生活に移行した障がい者が住まいに困らないよう、適切な支援に努めます。     |

## 5 福祉人材の育成・確保

障がいのある人の多様なニーズと実態の把握に努め、より質の高いサービスを提供するために、保健・医療・福祉等の関係機関や、地域の障がい福祉サービス事業所等との連携を密にし、必要な人材の育成を図ります。

また、聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者の養成・確保を図るとともに、様々な困難を抱えた方の相談に対応できるよう職員等の研修を実施します。

### <障がい者アンケート調査結果より>

| ●今後重要だと思ふ福祉施策<br>選択肢：「コミュニケーション支援の充実」  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体 ..... 8.9%</li> <li>・身体障がい者 ..... 7.1%</li> <li>・知的障がい者 ..... 13.3%</li> <li>・精神障がい者 ..... 14.8%</li> <li>・難病患者 ..... 2.2%</li> </ul> | <p>コミュニケーション支援の充実は、知的障がい者と精神障がい者で重要だと思ふ福祉施策として回答している方が多くなっています。</p> |

### <具体的施策>

| 施策名                | 施策の内容   |
|--------------------|---|
| 手話通訳者、要約筆記者の養成及び確保 | 手話通訳者講習会等への参加を呼びかけるとともに、意思疎通支援を行うことのできる人材の確保や、専門知識の習得や技術の向上に努めます。       |
| 手話奉仕員の養成及び確保       | 地域社会の中に、障がい者のコミュニケーションを支援できる人材を増やすため、手話奉仕員の養成に努めます。                     |
| 障がい者福祉関係者の資質の向上    | 障がい者福祉関係者に対し、勉強会等を開催し、資質の向上に努めます。                                       |
| 福祉の担い手と支援団体の育成     | 社会復帰を促し、地域での生活を支えるため、専門性の高い人材の確保に努めます。また、地域でのサポート体制を築くために、支援団体の育成に努めます。 |

## 基本目標 5

## 保健・医療の充実をめざして

### 1 早期発見・早期療育体制の整備

幼少期における言葉の遅れ等の発達遅れは、発見が早期であればあるほど、より適切な対応や療育に取り組むことができます。

妊婦や乳幼児に対しては、各健康診査により疾病の早期発見につなげ、保護者が安心して育児に取り組めるよう支援していく必要があります。

本市では、3か所の保健センター等で健康診査や健康相談・健康教育等の各種施策を推進してきました。母子保健事業では、妊婦及び乳幼児期の健康管理及び疾病、障がい等の早期発見、早期対応につなげることを目的に両親学級や妊婦健康診査・新生児訪問指導事業・乳幼児健康診査・育児相談等を実施しています。

今後も継続して、疾病予防の一步である健康づくり対策を充実させ、早期発見・早期療育体制の推進に努めるとともに、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、自閉症などの発達障がい等についても関係機関との連携を一層強め、地域におけるネットワークの構築や一貫したサービスが受けられる体制を整えます。

＜障がい者アンケート調査結果より＞

#### ●今後重要だと思う福祉施策

選択肢：「障がいの早期発見・早期療育体制の充実」

|               |       |
|---------------|-------|
| ・全体 .....     | 15.6% |
| ・身体障がい者 ..... | 13.2% |
| ・知的障がい者 ..... | 24.2% |
| ・精神障がい者 ..... | 24.3% |
| ・難病患者 .....   | 6.7%  |

障がいの早期発見・早期療育体制の充実は、知的障がい者と精神障がい者で重要だと思う福祉施策として回答している方が多くなっています。

#### ■乳幼児健診受診率の推移

| 相談窓口     | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4～5か月児健診 | 97.9% | 99.0% | 97.6% | 98.6% | 90.5% |
| 1歳6か月児健診 | 96.0% | 99.2% | 98.5% | 99.0% | 85.2% |
| 2歳児歯科健診  | 94.5% | 93.9% | 96.0% | 94.2% | 83.9% |
| 3歳児健診    | 100%  | 94.2% | 98.9% | 97.8% | 96.6% |

## ＜具体的施策＞

| 施策名               | 施策の内容   |
|-------------------|---|
| 早期発見・早期対応         | 健康診査等の各種施策を推進し、早期発見・早期対応に努めます。  |
| 早期療育体制の整備         | 関係機関と連携し、早期療育体制の整備に努めます。  |
| 相談・教室等の保健指導の充実    | 専門医療機関、保健・福祉関係機関との連携を図り、相談・指導等の充実に努めます。   |
| 発達障がい等の正しい知識の普及啓発 | 啓発活動の充実や各種健康教室等を推進します。  |
| 妊婦健康診査・乳幼児健康診査の促進 | 妊婦健康診査の充実を図るとともに、妊婦に対し、健康診査の受診を促し、健康管理を図ります。<br>また、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施するとともに、適切な指導の実施に努めます。 |

## 2 医療・リハビリテーションの充実及び医療費の助成

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障がいの予防への対応等、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

市では生活習慣病予防や健康管理を目的として、保健センターにおいて各種健診事業を実施するとともに、身近な地域で生活習慣病等について、気軽に相談し栄養指導や運動指導が受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

また、障がいのある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・社会福祉士等による相談体制を障がいの特性等に配慮し充実させるとともに、医療費助成を行い障がいのある人及び障がい者世帯の経済的負担軽減に努めます。

また、関係機関との連携のもとに、より体系的な保健医療体制を整備するとともに、運動や食事の指導、精神保健に対する啓発等により、より多くの人々が自らの健康を維持・増進できるよう努めます。

### <障がい者アンケート調査結果より>

#### ●健康管理や医療について困ったこと

##### 上位3位の選択肢

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 第1位 専門的な医療機関が少ない..... | 24.3% |
| 第2位 近所に医師が少ない.....    | 17.1% |
| 第3位 医療費の負担が大きい.....   | 14.2% |
| (特に困っていることはない：45.3%)  |       |

専門的な医療機関で診てもらいたいというニーズがあるとともに、地域における医師の不足や医療費負担に対する回答が多くなっています。特に困っていることはないが全体の約5割であることから、約5割の方は健康管理や医療に対して困りごとを抱えている状況であります。

### <具体的施策>

| 施策名                         | 施策の内容  |
|-----------------------------|--|
| 障がい者に対する医療体制の充実             | 障がいの特性にあった医療機関と連携し、医療体制の充実に努めます。                       |
| 保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制の充実 | 保健・医療・福祉・リハビリテーション等に関する情報提供や、障がいの特性等に配慮した相談体制の充実に努めます。 |

### 3 精神障がい者への支援

これまで、精神障がい者が退院後に安心して生活が送れるよう、精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「こころの健康相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障がい者が安心して社会生活を送れるよう、環境整備するとともに、精神疾患に対する市民への理解促進に努めます。

また、精神科医療機関に通院している人が、早期に社会参加・社会復帰できるよう医療機関等と連携をとり、個々の状態に応じたきめ細やかな支援ができるよう努めます。

精神障がい者への就労支援に関しては、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携して行っており、精神障がい者の就労は増加傾向となっておりますが、職場への定着化が課題となっております。

今後も継続して、精神障がい者への就労支援を行うとともに、関係機関と連携して就労後の定着化に向けた相談支援体制の強化を図ります。

また、ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実を図ります。

#### <障がい者アンケート調査結果より>

| ●地域で生活するために必要な支援<br>上位3位の選択肢（精神障がい者） |       |
|--------------------------------------|-------|
| 第1位 経済的な負担の軽減.....                   | 58.3% |
| 第2位 相談対応等の充実.....                    | 46.1% |
| 第3位 地域住民等の理解.....                    | 45.2% |

経済的な負担の軽減と回答している方が最も多く約6割となっております。また、相談対応等の充実や地域住民等の理解が約5割と、相談支援体制の充実や精神障がいに対する地域住民の理解を深める取組が必要であると考えている方が多くなっています。

<具体的施策>

| 施策名                | 施策の内容  |
|--------------------|--|
| 精神保健福祉施策の充実        | 安心して生活が行えるよう精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制の整備を図ります。  |
| 精神疾患・精神障がいに対する理解促進 | 市民に対して精神疾患・精神障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。   |
| 就労後の相談支援体制の強化      | 精神障がい者の就労後の定着化に向け、相談支援体制の強化を図ります。  |
| 心の健康づくりの支援         | <p>関係機関と連携を図りながら、心の健康づくり及び心の相談体制の強化に努め、精神疾患予防と早期対応を推進します。</p> <p>また、精神障がい者の円滑な地域での社会生活のため、市民の精神障がい者に対する正しい理解を促進し、精神障がい者が安心して過ごせる地域社会の環境整備を目指します。</p> |

## 4 難病患者及び在宅重度障がい者への支援

難病患者や在宅重度障がい者が住み慣れた家で安心して生活していくためには、生活支援を充実させることが求められています。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では難病が追加対象となり、難病患者も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。

障がい者の保健・医療の充実、健やかな暮らしを送る上で不可欠です。難病患者をはじめ、定期的な通院を必要とする人も多く、障がいを軽減するリハビリテーションも重要です。

本市では、指定難病患者を対象に特定疾病療養者見舞金の支給や、在宅重度障がい者を対象に在宅福祉サービスの拡大を行い生活の質の向上を図ってきました。また、重度障がい者を対象に住宅設備の改修にかかる費用の助成を行っています。

今後も継続して、在宅福祉サービス等の周知を図り、難病患者や在宅重度障がい者へ支援を行います。

### <障がい者アンケート調査結果より>

| ●地域で生活するために必要な支援<br>上位3位の選択肢（難病患者）  |       |
|---|-------|
| 第1位 経済的な負担の軽減.....  | 51.1% |
| 第1位 在宅で医療ケアなどが適切に得られること.....  | 51.1% |
| 第2位 必要な在宅サービスが適切に利用できること.....   | 33.3% |
| 第3位 障がい者に適した住居の確保.....  | 31.1% |
| <p>経済的な負担の軽減、在宅で医療ケアなどが適切に得られることと回答している方が最も多く約5割となっています。また、必要な在宅サービスが適切に利用できることや障がい者に適した住居の確保が約3割と、適切な医療ケアや在宅サービスの利用、住居の確保が、生活を送るために重要であることがうかがえます。</p> |       |

### <具体的施策>

| 施策名             | 施策の内容  |
|-----------------|--|
| 難病患者への負担軽減      | これまでに実施してきた「特定疾病療養者見舞金制度」の周知を徹底し、対象者に確実に支給が行われるよう努めます。 |
| 住宅改修に対する支援      | 住宅改修の助成制度の情報提供や、必要な改修を提案することにより在宅での生活を支援します。           |
| 生活支援事業の周知及び利用促進 | 生活支援事業の利用による、質の高い療養生活の支援に努めます。                         |

## 基本目標 6 安心して暮らせる生活環境をめざして

### 1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がい者が地域で生活するには、居住環境の改善や外出しやすい生活環境の整備が必要です。住宅をはじめ、道路や商業施設、病院、及び地域の各種施設等が障がい者にとって利用しやすく、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

これまで、茨城県において制定された「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準の下、市内を自由に移動し、活動できるように、本市の公共・公益施設をユニバーサルデザインの視点に立ち、まちのバリアフリー化を進めてきました。

今後も継続して、公共・公益施設のバリアフリー化を積極的に推進するとともに、店舗等の民間施設のバリアフリー化の整備を促進していきます。

また、障がい者が原因で通信及び情報の活用が十分にできないことのないよう、全ての障がい者に必要な情報がよりの確に伝わるよう、情報媒体や提供方法、体制等の充実を図ります。

障がい者が原因となって、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、情報バリアフリー化の推進や意思疎通のための支援に努めます。

#### <障がい者アンケート調査結果より>

##### ●外出時に困ること不便に思うこと

##### 上位5位の選択肢

|     |                   |       |
|-----|-------------------|-------|
| 第1位 | 公共交通機関が少ない(ない)    | 23.1% |
| 第2位 | トイレ               | 19.7% |
| 第3位 | 建物・駅などの階段         | 18.7% |
| 第4位 | 道路の段差             | 16.7% |
| 第5位 | 障がい者用の駐車場が少ない(ない) | 16.5% |

公共交通機関が少ないや障がい者用の駐車場が少ない等、外出時の移動手段や外出先の駐車場に対して不便を感じている状況がみられます。また、設備面としてはトイレ、ハード面としては建物・駅などの階段、道路の段差が上位に挙げられています。

## ＜具体的施策＞

| 施策名                       | 施策の内容  |
|---------------------------|--|
| ユニバーサルデザインに基づく、バリアフリー化の推進 | 誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を推進します。   |
| 障がい者等に配慮した住宅の整備           | 障がいの特性等に応じた、適切な住宅の整備を図ります。   |
| 公共施設等の改善整備                | 障がい者や高齢者等が利用しやすい公共施設の改善・整備に努めます。   |
| 情報のバリアフリー                 | <p>障がい者が様々な機会や場を通じて、各種制度や障がい福祉サービス等の情報を入手できるよう、相談支援事業者や各関係機関との情報の共有化を図ります。</p> <p>また、市及び関係機関のホームページのウェブアクセシビリティを確保するとともに、障がい者やその家族がいつでも簡単に情報を得ることができるようホームページからの情報発信に努めます。</p> |
| 意思疎通支援の確保及び充実             | 視覚障がい・聴覚障がい等の意思決定が困難な障がい者等が、情報の入手が難しいという課題に対応するため、点字、音声、手話、インターネット等による情報提供の充実を図ります。併せて手話通訳者や声のボランティアを活用し、福祉情報の提供のための環境整備に取り組みます。   |

## 2 防災・防犯体制の整備及び感染症に対する備え

近年、全国各地で発生している豪雨や台風による惨状を目の当たりにし、多くの人が自然災害に対する不安を募らせています。

特に、要配慮者と言われる高齢者や障がい者等は、災害時には特別な支援が必要となります。地域の基本的な防災対策はもちろん、要配慮者の視点での対策も緊急の課題です。

本市では、災害時に支援を要する要配慮者を避難行動要支援者として、本人の申請に基づき、避難行動要支援者名簿に登録し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防署等の関係機関へ名簿提供することで、災害時に安否確認や避難支援を行っています。

今後も、災害時の対策として、緊急連絡システムの整備及び住民協力のもと、避難・救出・救護体制の整備の充実を図ります。

さらに、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

新型コロナウイルス等の感染症に対する備えとしては、日頃からサービス提供事業所等と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平常時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要であることから、サービス提供事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、サービス提供事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。

また、感染症発生時も含めた都道府県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、サービス提供事業所等における適切な防護服、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めていきます。

### <障がい者アンケート調査結果より>

#### ●災害時に一人で避難所に避難できるか

選択肢：「できない」

|         |       |
|---------|-------|
| ・全体     | 37.5% |
| ・身体障がい者 | 35.4% |
| ・知的障がい者 | 56.7% |
| ・精神障がい者 | 31.3% |
| ・難病患者   | 44.4% |

一人で避難所に避難できない割合は、障がい種別により異なる傾向がみられ、知的障がい者では約6割となっています。災害時発生時に安心して避難ができる支援体制の構築が重要となります。

## ＜具体的施策＞

| 施策名              | 施策の内容   |
|------------------|---|
| 防犯・防災等の安全確保対策の推進 | 災害発生時に障がい者の安全を確保するため、近隣住民を含めた支援体制の確保に努めます。                  |
| 災害時の避難支援の体制整備    | 障がい者に配慮した避難所、避難路の整備を推進します。                                  |
| 消費者被害対策の啓発・推進    | 悪質な訪問販売等の被害に遭わないよう、消費生活に関する情報を提供し、消費生活相談等の体制の充実を図ります。       |
| 感染症対策の体制整備       | 平常時より感染拡大防止策の周知啓発や物資の備蓄等を行い、感染症発生時における関係機関等との連携した体制整備を図ります。 |

